

栄町見聞録

第165号

平成二十八年七月 (六月議会報告)



執筆発行 栄町議会議員
野田泰博
栄町安食台1丁目8番7号
メール Yasuoda8760@gmail.com
Tel 0476-95-3665



6月定例議会

6月7日～17日

国のあり方を危惧した住民より6月定例議会に再び請願が出された (左記) 請願紹介議員 野田泰博

(私が請願紹介議員になった理由) 自民党の憲法改正の新しい三原則は国民主権の縮小、戦争放棄の放棄、基本的人権の制限である。国民の生命を守る憲法から国家を守る憲法へと改悪させようとしている。平和安全保障関連法という名の下、いよいよ憲法改正の道筋が見え始めた。しかし、国会議員は現憲法遵守の義務を負う立場であり、国民が国のあり方を議論もせず、変更を認めていないのに、内閣のみ現憲法の解釈を変更し、集団自衛権の行使を認め「国民を縛る法律」を多数決で成立させたのは全く立憲主義を無視している。国民の生存権が脅かされる戦争が大手を振って表通りを歩き始めた。

世界中がテロの脅威にさらされている。特に欧州、米国、陸続きのアジアがISのテロ攻撃の対象になつていく。日本ではどうか安全に暮らせるが、いつ破られるか心配だ。栄町では4月に新人議員3人が誕生し、最初の定例議会が開催された。人口減少を何とか止めようと、町も議会もそれぞれの立場でその役目を果たしている。消滅都市として千葉県の筆頭に挙げられた栄町は、何とかその汚名を払拭すべく動き出し、役場内に不動産部門を作るなどして対応した結果消滅都市の中では、各種の政策が功を奏したのか、その汚名を取り除ける変化が見え始めた。



「平和安全保障関連法」を廃止し、立憲主義の原則を堅持することを求める意見書

日本国憲法は、前文で①国民に自由と人権をもち、②政府の行為によって二度と戦争をさせないことを決意し、この憲法を確定すると宣言しております。

しかしながら、安倍内閣は2014年7月、集団的自衛権行使容認を「閣議決定」し、これに基づき9月19日未明に「平和安全保障関連法」を参議院本会議での採決によって成立させました。この「平和安全保障関連法」は、歴代政府がとってきた憲法解釈を大きく変え、集団的自衛権の行使を認め、憲法9条に違反するものであります。さらに、単なる憲法9条違反でなく、憲法前文が宣言している「政府に二度と戦争をさせない」といった政治権力への縛りを破壊する立憲主義違反の行為であります。また、国会議員(公務員)に課せられた憲法99条の憲法尊重擁護義務にも違反する行為であります。

このような憲法9条違反及び立憲主義違反の行為を私たちは到底認めることはできません。この「平和安全保障関連法」が発動されれば、日本が攻撃されていなくても他国(同盟国)が攻撃されればこれに反撃し、戦争に参加する国になり日本自体が武力紛争の当事者となって全く逆の状態を招くこととなります。国会審議の段階でも法学者をはじめ多くの有識者や国民の皆さんから反対の声が上がりました。

以上の理由から、私たちは、平和安全保障関連法に関する閣議決定を撤回すると共に平和安全保障関連法を廃止し、立憲主義の原則を堅持することを求める意見書を提出いたします。(反対者多く否決)

請願への賛成討論 (野田)

栄町安食台の住民の請願「平和安全保障関連法」を廃止し、立憲主義の原則を堅持することを求める意見書、を安倍政権に栄町議会として提出して欲しいという気持ちで汲んで私が紹介議員となりしました。

2015年9月19日、70年守り続けた最高法規である憲法が内閣によって否定されました。違憲によって誕生した「平和安全保障関連法」は廃案にすべきと考へた栄町の人々が再び立ち上がった。昨年の請願は賛成少数で請願成立まで到りませんでした。今回は3人の新人議員も誕生したので、期待を込めて再び請願が出されました。

請願は、日本国の権力者達によって破壊された憲法を正常に戻して欲しいという願い。多くの憲法学者の反対を押し切って、政治的な解釈判断だけで、憲法を変えたのは暴挙です。

栄町議会では、まずは総務委員会で審議。質疑の中で、「内閣が決め、国民が選んだ政治家たちが多数決で決めたことは違法ではない」という意見もあった。「占領軍に押し付けられた憲法だから改正すべきだ」という改憲派の間違った宣伝文句を信じただけの意見を述べる人もいた。

70年前、日本は他国と戦争を二度としない、他国を軍事侵略しないと誓った「政治家を縛る新憲法」は、悲惨な戦争体験をした国民に圧倒的な支持を受け、大歓迎され受け入れられたのです。それまでは天皇が国民に与えた憲法でしたが国民主権として登場した現憲法はすべてが斬新でした。今もその精神は光りを失っていません。それが内閣の一部の政治家の解釈変更で、法律「平和安全保障関連法」を作り、国民の生存権を脅かすことになりました。同盟国の人々を守るためにも、日本人も血を流すためにも、戦争法案は与野議員の多数決で強行採決されたのです。

民主主義は多数決決裁主義を重視していませんが、その行き過ぎ

がドイツでヒトラーを誕生させたのも事実です。世界一民主主義と言われたワイマール憲法下でヒトラー政権が誕生し、その後、自衛のための世界戦争、ユダヤ人600万人虐殺を合法化した。権力は常に濫用されるのが歴史的事実です。

だからこそ、憲法は国家権力を制限し、国民の人権を守るためであるのです。安倍内閣は過去70年間多くの自民党の先達が変わりなかつた憲法を解釈変更だけでいとも簡単に違憲の「平和安全保障関連法」を強行採決で成立させました。この法案を破棄する

のも国民の権利です。これを容認した人はすでに年齢的に戦争に行くことはないでしょう。私たちが子供や孫たちが、日本を守るために戦争で血を流すことになるでしょう。憲法とは国家権力を制限して、国民の人権を守るためのものです。栄町の議会に14人の政治家が「安全保障関連法」破棄を求めることこそが、栄町の人権を守る第一歩です。ぜひ、

高萩、野田の4名、非賛成は大沢、藤村、松島、大野(徹)、大野(信)、橋本、岡本、新井、早川の9名

「平野文書」

昭和39年2月に幣原喜重郎元首相が死ぬ直前に語った戦争放棄条項が生まれた事情について語った(国立図書館憲政資料室保存)

幣原元首相の言葉(中略あり) 未だ嘗て自ら侵略と称した戦争はなく、すべてが自衛戦争です。一つ歯止めを外した結果は元の木阿弥に戻る。天皇が何度もマッカーサーを訪問して提言した。

自民党の「あたらしい憲法草案のはなし」

2016年6月初版

著者 自民党の憲法改正草案を爆発的にひろめる有志連合(別名自爆連と自称)

自民党が憲法を変える理由
1七十年もつてきた憲法は修理が必要。
2敗戦国時代のものは変えて自分たちで作るべき。3今の憲法では国内外の変化に対応できない。4今の憲法には日本らしさがない。5憲法の三原則を変える。



「決して日本のためだけでなく、世界のため、人類のために戦争放棄という世界の扉を開く大宣言を日本にやらせて欲しい。」この天皇の熱意が元帥を動かした。もちろん幣原首相を通じて口火を切ったのですが、源泉は天皇から出ています。天皇陛下という人は、何も知らないような顔をされているが、実に偉い人です。よ。中略。非武装宣言というものは従来からの観念からすれば全く狂気の沙汰である。だが今では正気の沙汰とは何かというところである。武装宣言が正気の沙汰か、それこそ狂気の沙汰だという結論はもう出ている。誰かが狂人を買ってでなければ、世界は軍拡競争の蟻地獄から抜け出すことができない。その歴史的使命を日本が果たすのだ。中略。憲法は押し付けられたという形をとった訳であるが、当時の実情としてそういう形ではなかつた。実際には首相自ら国体と祖国の命運を誤れば首相自らが国体と祖国の命運を誤るという汚名を覚悟しなかつた。訪問したのだから、世界の共通の敵は戦争それ自体である。(平野文書より)

日本の憲法、特に戦争放棄9条はマッカーサーに押し付けられたのではない。安倍首相は戦争も経済優先策の一手段としてしているようだ。